

社会福祉法人 西宮市社会福祉協議会

正規職員 募集要項

1. 職種 総合職

2. 職務内容 社会福祉協議会業務全般

3. 受験資格

昭和63年4月2日以降に出生し、下記の要件に該当する者

①学校教育法に定める4年制大学卒業と同程度の学力を有する者

②普通自動車運転免許取得者（AT限定可） ※令和5年3月末までに取得見込も可
ただし、社会福祉士の資格取得者（取得見込み含む）の方が望ましい

4. 採用予定人員 若干名

5. 採用予定年月日 令和5年4月1日（ただし、採用後6カ月は試用期間）

6. 採用試験

（1）試験内容

書類選考、筆記試験（一般教養・福祉に関する知識、小論文）、集団討論、個別面接試験

（2）試験日時・試験会場（※開始時間に遅れた場合は受験できません）

●書類選考 合否通知については、郵送する他、令和5年1月20日（金）12:00以降に
本会ホームページ上に受験番号を掲載します。

<書類選考合格者対象>

●筆記試験、個別面接試験

令和5年1月28日（土） 午前10時00分 開始 【開場：午前9時30分】

（午前：筆記試験 午後：集団討論・個別面接試験）

西宮市総合福祉センター本館2階研修室（西宮市染殿町8-17）

7. 提出書類

①職員採用試験申込書 1通（本会所定のもの）

②受験票 1通（本会所定のもの）

③写真 2枚（縦4cm・横3cm、上半身無帽、裏面に氏名を明記し、上記の①・②に貼付）

④書類選考試験結果通知用封筒 1通（市販の定形封筒〈長形3号〉に宛名を明記し、84円切手を貼付）

⑤資格証明書類（該当者） *社会福祉士 登録証写し

*運転免許証写し（両面）※専用台紙に貼付すること

⑥【郵送申込者のみ】 受験票返信用封筒 1通

（市販の定形封筒〈長形3号〉に宛名を明記し、84円切手を貼付）

※職員採用試験申込書及び受験票は、本会のホームページ（<https://nishi-shakyo.jp/>）からも印刷
できます。また、提出された書類に不備等があった場合は、採用試験申込書に記載の携帯電話番号
に連絡させていただくことがあります。

8. 申込手続

- (1) 受付期間 令和4年12月20日(火)～1月18日(水) 午後5時まで
※土・日曜日、祝日、年末年始を除く
- (2) 受付時間 午前9時～午後5時
- (3) 申込先(問い合わせ先)
社会福祉法人西宮市社会福祉協議会 総務課
〒662-0913 西宮市染殿町8-17 (西宮市総合福祉センター内)
TEL 0798-34-3363 Fax 0798-35-5500 E-mail saiyoun-shakyo.jp
※必着しない場合は、いかなる理由があっても受付できませんので、ご注意ください。

9. 待遇・勤務形態(見込み)

- ・基本給(給料及び地域手当) 大学卒 月額200,000円程度 (※前歴換算あり)
- ・他に、通勤手当・住居手当・扶養手当・期末勤勉手当等を規程に基づいて支給します。また、社会保険等(健康保険・厚生年金・雇用保険・労災保険)に加入します。
- ・週5日勤務(月～金) 38時間45分 勤務時間 8時45分～17時30分
※配属先によっては、12:30～21:15の変則勤務(土日祝含む)や変形労働時間制を適用したシフト勤務(夜勤あり)

10. 採用

- ・合否については、文書にてお知らせします。
- ・最終試験合格者は、本会の指定する機関(住所地、神戸市)で健康診断を受診していただきます。
- ・最終合格者は、最終学校の卒業証明書を提出していただきます。
- ・普通自動車運転免許未取得者は、運転免許を取得した後、運転免許証の写しを提出していただきます。採用までに、運転免許が取得できない場合は、採用されません。

11. 配属

採用後の配属は、本会の部署全てを候補として決定します。(現在の本会組織・事業等は、ホームページで確認できます。)

12. 事前説明会

今回は実施しませんが、今年度実施した説明会の資料をお渡しすることができますので、メール(saiyou@n-shakyo.jp)にてお問い合わせください。

13. その他

- (1) 受験資格がないこと、又は申込記載事項を偽って記載したことが判明したときは、合格を取り消します。
- (2) 採用までに心身の故障により職員としての適格性を欠くに至った場合、又は職員となるにふさわしくない非行があった場合は合格を取り消します。
- (3) 電話による試験結果についての問い合わせには、お答えできません。
- (4) 採用試験申込書等の提出書類は、お返しできません。
- (5) 本会の個人情報保護規程に基づき、提出書類については、採用試験に関するためにのみ利用いたします。